関係各位

でん粉調製品に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

令和2年度の初日から令和2年12月末日までの関税暫定措置法別表第1の6の24の項に掲げる物品(でん粉調製品)の輸入数量並びに当該輸入数量から同年度における経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を控除した輸入数量が、輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量をそれぞれ超えることとなったことから、同法第7条の3第1項の規定に基づき、令和3年2月1日から令和3年3月31日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりました。

発動後に NACCS で申告する場合の品目コードについては、NACCS 掲示板で確認願います。 なお、関税暫定措置法第7条の3第2項第6号(発動日前に本邦に向けて送り出された物品)の規定を適用して申告する場合は、マニュアル申告となりますので注意願います。

【発動内容】

〇 関税暫定措置法別表第1の6の24の項に掲げる物品(でん粉調製品) (関税割当てを受けて輸入するものを除く)

品目		発動前	発動後
でん粉調製品	1901. 20–159	- 119 円/kg	158.67 円/kg
	1901. 90–179		

問合せ先

東京税関業務部通関総括第1部門

電話:03-3599-6337